

基労発第 0615001 号
平成 19 年 6 月 15 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長
(公 印 省 略)

労働者災害補償保険に関する適正な審査請求事務の徹底について

標記については、「労災保険審査請求事務取扱手引」（平成 17 年 4 月 1 日改正、以下「事務手引」という。）により適正な事務の実施が指示されているところであるが、今般、特定の局において、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）等が虚偽の審査請求人の聴取書を作成するという極めて悪質かつ不正な事務処理を行っていたという事件（以下「本事件」という。）が明らかとなり、刑事告発とともに厳正な処分が行われたところである。

については、下記により適正な審査請求事務の徹底に努められたい。

記

1 審査官の決定は、労働保険審査官及び労働保険審査会法において定められた手続に基づき、厳正に行われなければならないことを再認識した上、審査官に対し、事務手引により迅速かつ適正な事務処理を行うよう徹底すること。

特に、審査官は、審理に当たっては、審査請求人の説明を求めなければならないこと（同法施行令第 11 条）に留意すること。

2 審査官は、審理を行うに際しては、審査請求事件ごとに「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第 37 号）を策定し、これにより労災補償課長は、毎月の審理状況を把握することとされているが、本事件では労災補償課長による進行管理が一切なされていなかったことから、これを徹底させること。

なお、進行管理に当たっては、審査請求人の聴取書等の資料を原本にて確認すること。

3 複数の審査官が配置されている局にあっては、審査官相互又は主任級の審査官により、また、審査官が1名のみ配置されている局にあっては、労災管理調整官又は労災補償監察官により、参与会開催前に参与会提出資料のみならず、審査官が収集した証拠資料を確認する体制を確立し、これを徹底すること。

なお、労災保険審査専門調査員を委嘱している局にあっては、その職務分担と事務処理状況を定期的に確認するとともに、その委嘱のあり方等にも留意すること。

4 事務手引において、決定した審査請求事件の関係書類は、取りまとめた上で編てつすることとされているが、編てつの際には、審査官自身が関係書類の点検を行い、さらに、労災補償課長等が確認すること。なお、その際は、例えば、「審査請求事件綴表紙」（審査様式第38号）の備考欄に確認等欄を設け、押印する等により徹底すること。

また、労災補償課長等は、編てつした書類を都道府県労働局個人情報管理規程に基づき、保有個人情報記録されている書類として、定められた場所に保管するなど管理を徹底すること。

5 労働保険審査会から、再審査請求事件に係る関係資料の提出依頼があった場合には、審査官収集資料について原本を確認した上で、労働保険審査会あて送付すること。